

全国地域包括ケア推進会議の設置について

1. 趣旨

急速な高齢化の進展の中で、都市部での高齢化、独居の高齢者や認知症高齢者の増加が進むものと見込まれている。こうした状況に対応するためには、保健、医療、介護、福祉、住まい及び地域生活支援サービス等を包括的に提供して高齢者等を支援する、いわゆる地域包括ケアの普及推進を図り、高齢者が尊厳を保持して地域で自立した生活を送ることができる体制を着実に整備することが必要である。

このため、今般、現下の経済情勢が厳しい中で良質な介護人材を確保するとともに、高齢者の日常生活における課題やニーズを把握して介護サービス提供体制の拡充を図るため、本会議を設置する。

2. 構成

- (1) 本会議は、山井厚生労働大臣政務官が開催するものとし、本会議の構成団体を参集する。
- (2) 本会議の構成団体は別紙のとおりとする。なお、構成団体は、必要に応じて追加することができる。
- (3) この会議に必要な事項は別に定める。
- (4) 本会議の庶務は厚生労働省老健局において行う。

3. テーマ

- (1) 雇用対策の施策の介護現場への広報、利用促進
- (2) 介護職員処遇改善交付金の円滑な実施のための周知徹底
- (3) 介護サービスの地域ニーズ・課題の把握、サービス提供の拡充

4. スケジュール

平成 21 年 11 月 17 日に第 1 回を開催